

## 「認定こども園の認定の基準に関する条例」の一部改正(案)への意見を募集します。

### 1 募集内容

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号)第20条の規定により、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(平成18年法律第77号)が一部改正されました。

この一部改正により、都道府県の条例に委任されることとなった内容などにつきまして、現行の「認定こども園の認定の基準に関する条例」を一部改正することとしますので、皆様からのご意見を募集します。

### 2 募集期間

平成23年12月6日(火)から平成24年1月5日(木)まで

### 3 資料の入手方法

下記リンクからご覧いただけるほか、県庁の行政情報センター、県内各地方事務所の行政情報コーナーでご覧いただけます。

- ・ [認定こども園の認定の基準に関する条例の一部改正について](#)
- ・ (現行) [認定こども園の認定の基準に関する条例](#)
- ・ (参考) [就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律](#)
- ・ (参考) [就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準](#)

### 4 ご意見の提出方法

次のいずれかの方法により、長野県健康福祉部こども・家庭課保育・ひとり親係あて提出してください。提出にあたっては、「[意見提出用紙](#)」をご活用ください。

【郵送】: 〒380-8570 (県庁専用番号のため、住所の記載は不要です。)

【FAX】: 026-235-7390

【電子メール】: [hoiku@pref.nagano.lg.jp](mailto:hoiku@pref.nagano.lg.jp)

※ファクシミリ、E-mailで提出する場合は、表題を「認定こども園の認定の基準に関する条例の一部改正(案)の意見」としてください。

### 6 その他

- ・ お受けしたご意見に対する個別の回答はせず、ご意見の概要と県の考え方を、個人・団体名が特定されない形で、後日一括して公表します。
- ・ ご意見を正確に把握する必要があることから、電話及び口頭でのご意見の受け付けはできませんのでご了承ください。
- ・ ご意見への住所、氏名等の記載は必ずしも必要はありません。また、お寄せいただいた個人情報以外の目的に一切使用しません。

### 7 問い合わせ先

長野県健康福祉部こども・家庭課保育・ひとり親係

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2

電話番号 026-235-7098 FAX番号 026-235-7390

E-mail [hoiku@pref.nagano.lg.jp](mailto:hoiku@pref.nagano.lg.jp)